

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争に付します。

## 記

### 1 競争に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター  
電気供給業務（単価契約）
- (2) 仕 様 入札説明書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第8条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度農林水産消費安全技術センター競争参加資格又は全省庁統一資格において契約の種類「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に登録され九州地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2項の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 入札説明書別紙1「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。
- (5) 当センター又は国の機関から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること（小数点以下を含むことができる。）。落札の決定は、当センターが提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。（燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。）

なお、落札価格は、入札書に記載された入札金額（単価）にそれぞれ当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれ見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 福岡県福岡市東区千早3-11-15  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター 業務管理課 会計係  
電話 050-3797-1918
- (2) 日時 令和6年11月15日から令和6年12月5日まで（土日休日は除く）  
10時から12時 及び 13時から17時

### 5 入札に係る証明書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類 入札参加申込書（入札説明書 別添）  
上記2(2)、(3)及び(4)を証明する書類
- (2) 提出期限 令和6年12月5日 17時 必着（郵送可）
- (3) 提出場所 福岡県福岡市東区千早3-11-15  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター 業務管理課 会計係

### 6 入札執行の日時及び場所

令和6年12月13日 10時 入札後直ちに開札を行う

福岡県福岡市東区千早3-11-15

農林水産消費安全技術センター福岡センター（事務棟）2階 会議室

※入札書を郵送する場合は一般書留又は簡易書留により12月12日（木）まで必着のこと。

### 7 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格の無い者のした入札、資料等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。





- 8 入札保証金  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第11条による入札保証金額とする。ただし、同規程第12条に該当する場合は全額を免除する。
- 9 落札者の決定方法  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第29条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 11 その他  
本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和6年11月15日

契約責任者  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
福岡センター所長 西口 明子

<お知らせ>

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

この基本方針に基づき、以下のとおり、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）との関係に係る情報をFAMICのホームページで公表することとしますので、所要の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、入札案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

原則として、次の①及び②の両方に該当する契約先

ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

- ① FAMICにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職している契約先
- ② FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている契約先

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表

- ① FAMICの役員経験者及び課長相当職以上経験者（OB）の人数、職名及びFAMICにおける最終職名
- ② FAMICとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるFAMICとの間の取引高の割合が、次のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) FAMICに提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職しているFAMICのOBに係る情報（人数、現在の職名及びFAMICにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びFAMICとの間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して、原則として72日以内に公表  
ただし、4月の契約については、原則として93日以内に公表